



「辞めてくれないか」と言われたのですが…



使用者からの「辞めてくれないか」は、**退職勧奨**(退職を勧めること) であり、**解雇とは違います**。

退職勧奨の場合、「辞める」「辞めない」は**労働者の自由**です。

「辞めません」と答えることも可能です。



- 安易に「はい、わかりました」と答えて、退職届を提出すると「自己都合退職」とされる可能性があるため、慎重に対応しましょう。
- 何度も退職を勧める退職の強要は問題となります。



対応に困った時は、安易に返事をせず、早めに専門家に相談しましょう!